

# 適格請求書等保存方式の概要

－インボイス制度の理解のために－

広島国税局

# 消費税の基本的な仕組み

## 消費税額の計算方法等

- > 課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて（「**仕入税額控除**」といいます。）計算します※。

- 仕入税額控除の適用を受けるためには、**一定の要件**を満たす必要があります。

※ 基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、課税売上高から納付する消費税額を計算する「簡易課税制度」を選択できます（事前に届出書の提出が必要です。）。

[参考] 納付税額は、国税の消費税額と、その消費税額から計算した地方消費税額を合計した金額です。

### 計算方法

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額※ (売上税額)} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額※ (仕入税額)}$$

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

↓  
**仕入税額控除**

### 仕入税額控除の要件

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【インボイス制度】
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	〔区分記載請求書等保存方式と同様〕
請求書等	区分記載請求書等の保存	<b>インボイス</b> 等の保存

**ここが  
変わります**

# 1 インボイス制度の概要

## インボイス制度とは

- > 複数税率に対応したものとして開始される、仕入税額控除の方式です。

- 買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売手から交付を受けた「インボイス」等の保存が必要となります。
- 買手が作成した仕入明細書等による対応も可能です。

## 開始時期

- > **令和5年10月1日**に開始されます。

## インボイスとは

- > 「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、**登録番号**のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

- 請求書や納品書、領収書、レシート等、その名称は問いません。
- インボイスの交付に代えて、電磁的記録（インボイスの記載事項を記録した電子データ）を提供することも可能です（詳しくは参考資料1参照）。

- > インボイスを交付することができるのは、税務署長の登録を受けた

## 「インボイス発行事業者」

に限られます。

- 課税事業者が、登録を受けることができます。

- ※ インボイス発行事業者の登録を受けていない事業者であっても、インボイスに該当しない請求書等は発行することができます。
- ※ 登録を受けていない事業者が、インボイスと誤認されるおそれのある書類を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。

# 2 インボイスの記載事項

## インボイスの記載事項

> インボイスに必要な記載事項は、以下のとおりです。

○ 様式は、法令又は通達等で定められておらず、必要な事項が記載されたものであれば、名称を問わず、また、手書きであっても、インボイスに該当します。

### 【記載事項】

- 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
- 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、インボイスに代えて、**簡易インボイス**を交付することができます。

### インボイス (適格請求書)

- ① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜き又は税込み) 及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等\*
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

△△商事(株)  
登録番号 T 012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

△△商事(株) ← ⑥

△△商事(株) ← ①

11月分 ← ②

11/1 ← ②

11/2 ← ②

魚 \* ← ③

豚肉 \* ← ③

タオルセット ← ③

合計 ← ④

8%対象 ← ④

10%対象 ← ④

消費税 ← ④

消費税 ← ④

消費税 ← ⑤

消費税 ← ⑤

\* 軽減税率対象 ← ③

### 簡易インボイス (適格簡易請求書)

- ① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜き又は税込み)
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等\*又は適用税率

スーパー○○  
東京都...  
登録番号 T 123456...

XX年11月30日

領収書

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
(内) 消費税額		¥24
10%対象		¥550
(内) 消費税額		¥50
* 軽減税率対象		
お預り		¥1,000
お釣		¥126

スーパー○○ ← ①

XX年11月30日 ← ②

ヨーグルト\* ← ③

カップラーメン\* ← ③

ビール ← ③

合計 ← ④

8%対象 ← ④

10%対象 ← ④

消費税 ← ④

消費税 ← ④

\* 軽減税率対象 ← ③

適用税率又は消費税額等のどちらかを記載  
※両方記載することも可能 ← ⑤

※ ⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一のインボイスにつき、税率ごとに1回ずつとなります。

# 2 インボイスの記載事項

## 記載に当たっての留意点

Point

「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理

- インボイスの記載事項である「税率ごとに区分した消費税額等」に1円未満の端数が生じる場合には、一のインボイスにつき、税率ごとに1回の端数処理を行います。
  - ※ 端数処理は、「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」など任意の方法で行うこととなります。
- したがって、「税率ごとに区分して合計した対価の額」に税率を乗じるなどして、計算することとなります【例①】。
  - ※ 例えば、一のインボイスに記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、端数処理を行い、その合計額を「税率ごとに区分した消費税額等」として記載することは認められません【例②】。

【例①：認められる例】

【例②：認められない例】

請求書

〇〇(株) 御中 ○年11月30日  
(株)△△  
請求金額(税込) 60,197円 (T123...)

※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	-
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	-
11/15	花	57	77	4,389	-
11/15	肥料	57	417	23,769	-
8%対象計				27,060	2,164
10%対象計				28,158	2,815

請求書

〇〇(株) 御中 ○年11月30日  
(株)△△  
請求金額(税込) 60,195円 (T123...)

※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	1,108
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
11/15	花	57	77	4,389	438
11/15	肥料	57	417	23,769	2,376
8%対象計				27,060	2,163
10%対象計				28,158	2,814

合 算

《計算例》

- ・ 税率ごとに、個々の商品に係る「税抜金額」を合計
  - 8%対象：27,060円（税抜き）
  - 10%対象：28,158円（税抜き）
- ・ それぞれ、消費税額を計算（税率ごとに端数処理1回ずつ）
  - 8%対象： $27,060 \times 8 / 100 = 2,164.8 \rightarrow 2,164$ 円
  - 10%対象： $28,158 \times 10 / 100 = 2,815.8 \rightarrow 2,815$ 円
- ⇒ インボイスの記載事項として認められる。

《計算例》

- ・ 個々の商品ごとに消費税額を計算（その都度端数処理）
- ・ 計算した消費税額を、税率ごとに合計
- ⇒ 個々の商品の数だけ端数処理を行うこととなり、インボイスの記載事項としては認められない。

※ 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えありません。

## 2 インボイスの記載事項

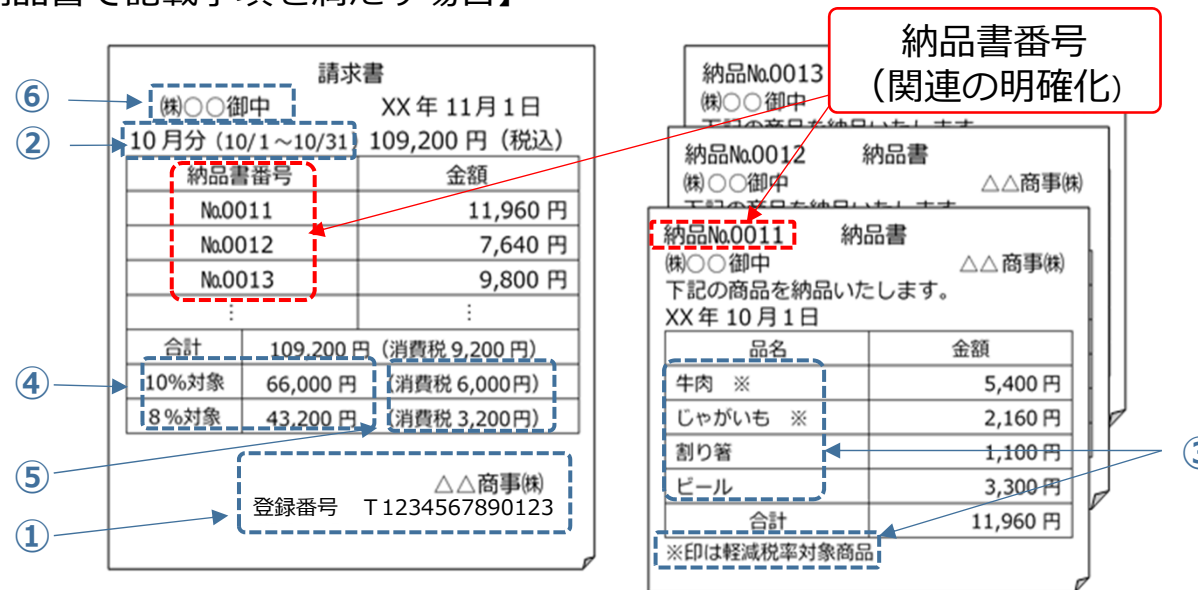
### 記載に当たっての留意点

Point

複数の書類による対応

- インボイスとは、一定の事項が記載された請求書、納品書等これらに類するものをいいますが、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はありません。
- 例えば、請求書と納品書など、相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類を合わせて一のインボイスとすることが可能です。

【例：請求書と納品書で記載事項を満たす場合】



### 記載事項

- |                           |                                     |
|---------------------------|-------------------------------------|
| ① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 | ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率 |
| ② 取引年月日                   | ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等                    |
| ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)     | ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称               |

# 3 売手の留意点

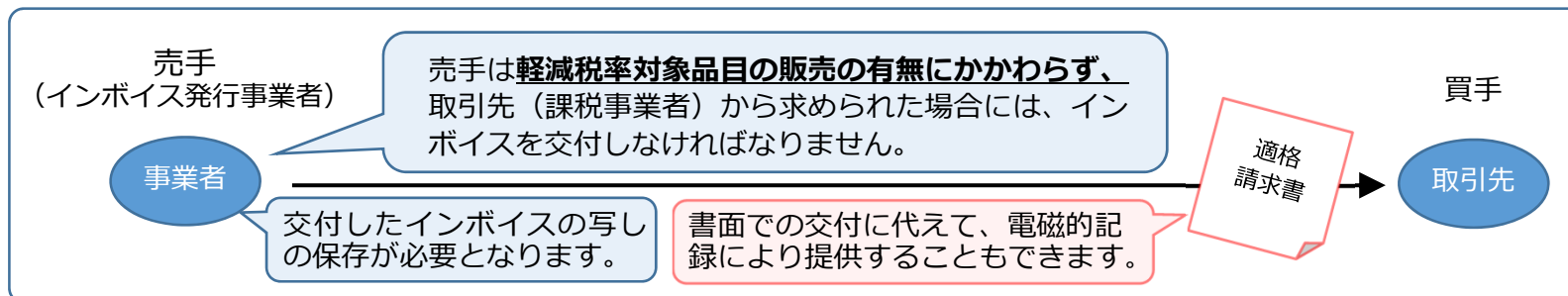
## インボイス発行事業者の義務

> インボイス発行事業者には、原則、以下の義務が課されます。

- **インボイスの交付**  
取引の相手方（課税事業者）の求めに応じて、インボイス（又は簡易インボイス）を交付する
- **返還インボイスの交付**  
返品や値引きなど、売上げに係る対価の返還等を行う場合に、返還インボイスを交付する
- **修正したインボイスの交付**  
交付したインボイス（又は簡易インボイス、返還インボイス）に誤りがあった場合に、修正したインボイス（又は簡易インボイス、返還インボイス）を交付する
- **写しの保存**  
交付したインボイス（又は簡易インボイス、返還インボイス）の写しを保存する

※ インボイス発行事業者が、偽りの記載をしたインボイスを交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。

※ 業務を委託する事業者（委託者）が媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者及び媒介者等の双方がインボイス発行事業者である場合には、一定の要件の下、媒介者等が、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載したインボイスを委託者に代わって交付することも可能（詳しくはP.13）。



## 4 買手の留意点

### 仕入税額控除の要件

- > 一定の事項を記載した帳簿及び適格請求書などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。
  - > 免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
- 課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間保存する必要があります。
  - ただし、一定の期間は、一定の要件の下、仕入税額相当額の一定割合を、仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【インボイス制度】
帳簿	一定の事項が記載された 帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式 と同様
請求書等	区分記載請求書等 の保存	<b>インボイス</b> 等 の保存

ここが  
変わります



## 4 買手の留意点

### Point その他の現行（区分記載請求書等保存方式）との相違点

- 現行においては、「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されていますが、インボイス制度の開始後は、**これらの規定は廃止**されます。
- 現行では、仕入先から交付された請求書等に「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がないときは、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができますが、インボイス制度の開始後は、このような**追記をすることはできません**。

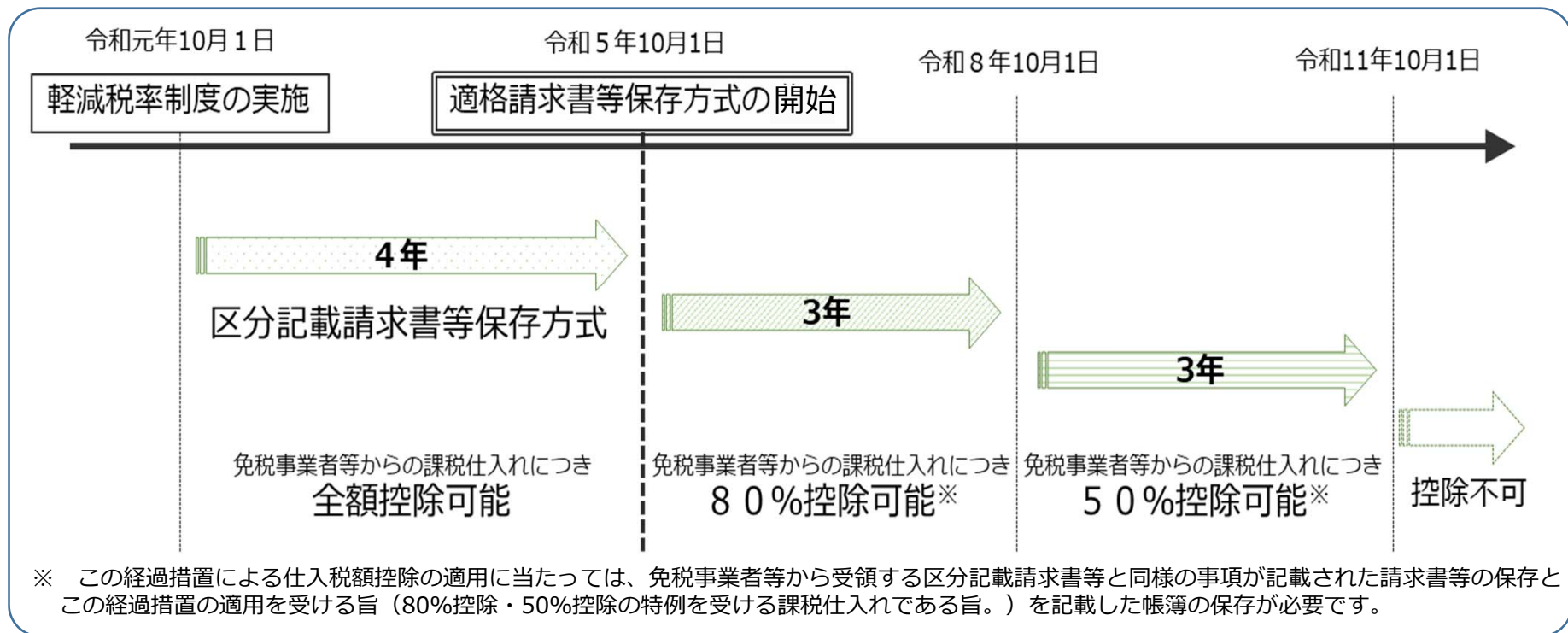
### Point 簡易課税制度を選択している場合

- 簡易課税制度を選択している場合、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、インボイスなどの請求書等の保存は、仕入税額控除の要件ではありません。

# 5 税額計算の方法等

## 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

- インボイス制度の開始後は、免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者（以下「免税事業者等」といいます。）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
- ただし、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



## 6 インボイス発行事業者の登録申請手続

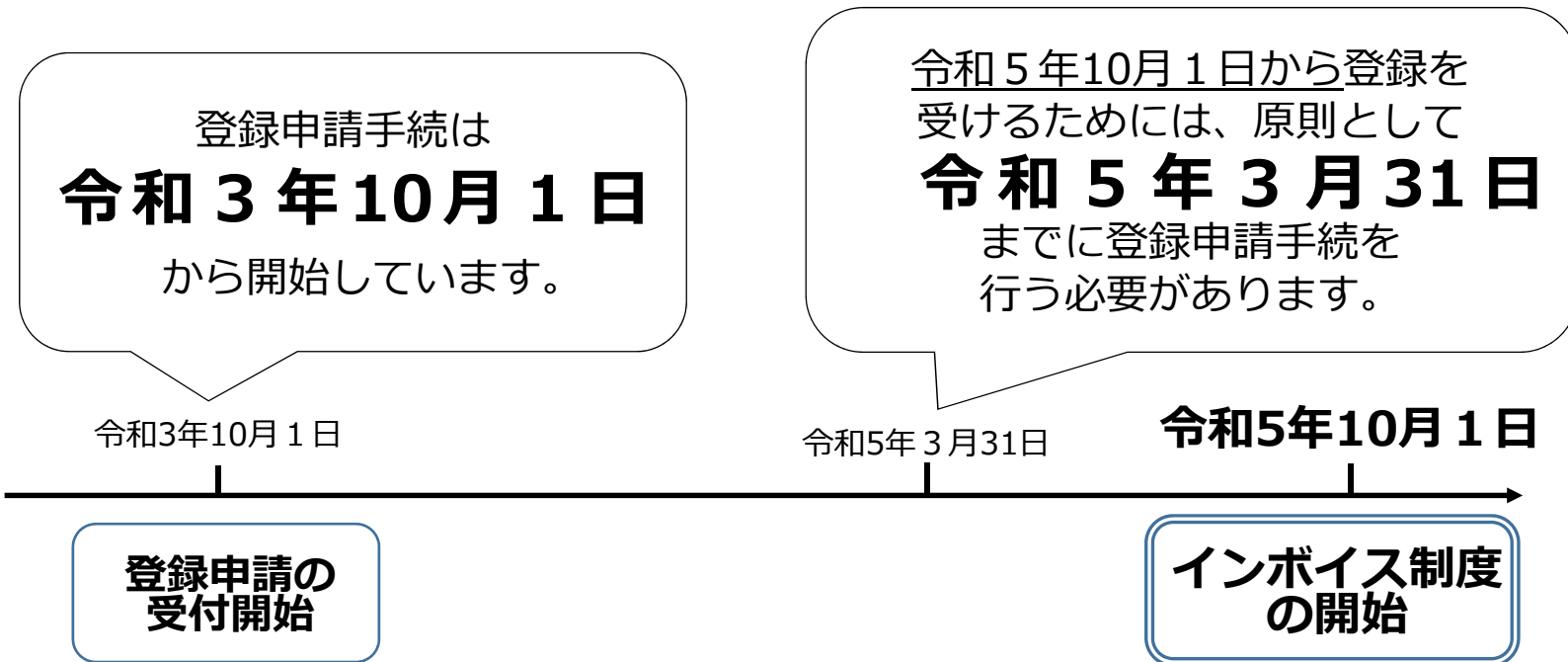
インボイス発行事業者になる（登録を受ける）には

---

- > インボイス発行事業者の登録申請手続が必要です。
- > 登録は課税事業者が受けることができます。登録を受けなければインボイスを交付できません。登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。
- > 税務署による審査を経て、登録された場合は、登録番号などの通知および公表が行われます。
  - ① 通知される登録番号の構成は、次のとおりです。
    - 法人番号を有する課税事業者は、T + 法人番号
    - 上記以外の課税事業者（個人事業者及び人格のない社団等）は、T + 13桁の数字
  - ② e-Taxで登録申請し、登録通知について電子データでの通知（電子通知）を希望した場合は、電子データで登録通知が送信されます。その他の場合は、税務署から登録通知書が郵送されます。
  - ③ 公表事項は、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で確認することができます。

## 6 インボイス発行事業者の登録申請手続

### 登録申請のスケジュール



- 免税事業者がインボイス発行事業者の登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています（詳しくは参考資料4参照）。
- 免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間にインボイス発行事業者の登録を受ける場合で、当該課税期間から簡易課税制度を適用するための経過措置が設けられています（詳しくは参考資料4参照）。

**登録申請書は、e-Taxにより提出ができます**（詳しくは参考資料5参照）！

# 7 免税事業者の登録申請手続等

## ▶ 免税事業者の登録申請手続

○ 制度が始まる**令和5年10月1日に登録**を受けようとする場合には、「**適格請求書発行事業者の登録申請書**」（登録申請書）を**令和5年3月31日まで**に提出する必要があります（「**消費税課税事業者選択届出書**」の提出は必要ありません）

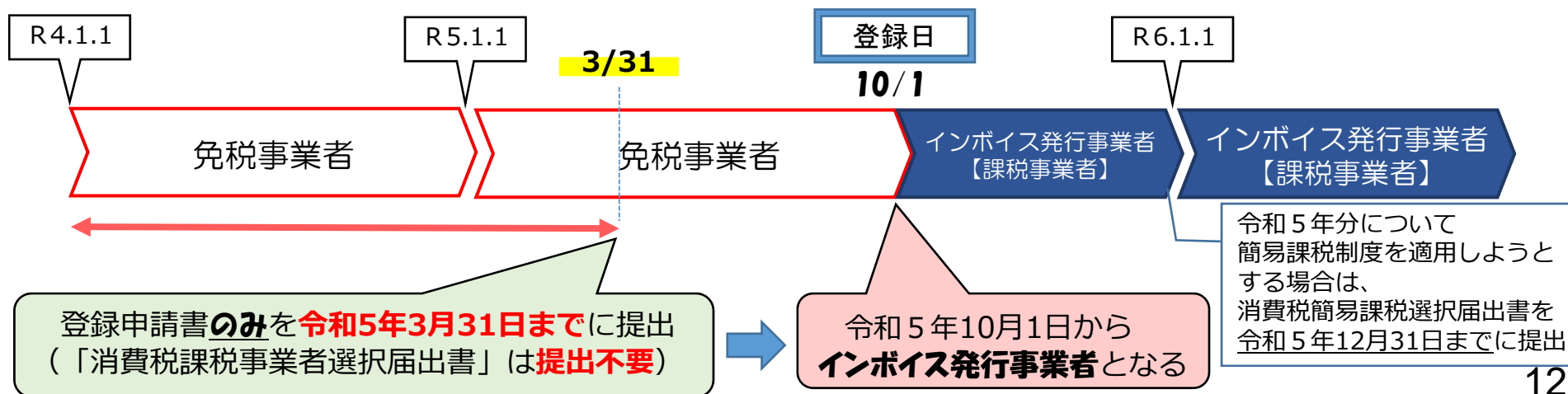
○ 登録を受けると課税事業者となります。この場合、令和5年10月1日を含む課税期間については、登録日である令和5年10月1日以後の課税資産の譲渡等について、消費税の申告が必要となります

○ この場合、**制度開始当初から簡易課税制度を適用**しようとする場合は、「**消費税簡易課税制度選択届出書**」を**令和5年10月1日を含む課税期間の末日まで**\*に提出する必要があります

※ 個人事業者の場合は、令和5年12月31日まで

※ 課税期間の末日が土・日曜日・祝日等に当たる場合でも、消費税簡易課税制度選択届出書の提出期間は延長されません（適用しようとする課税期間の末日までに提出する必要があります）

《スケジュールイメージ》 個人事業者の例（令和5年10月1日からインボイス発行事業者となる場合）






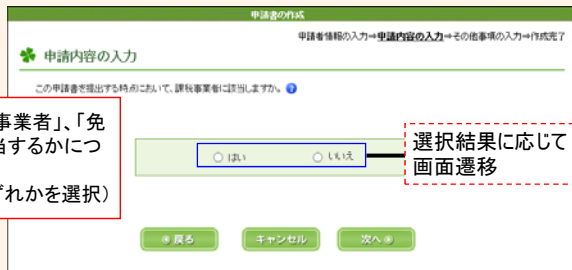
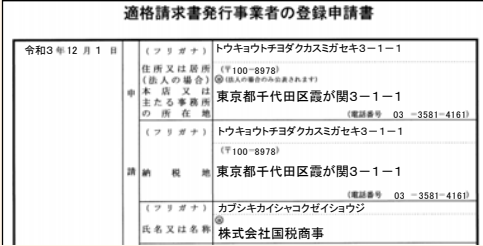
# (参考) e-Taxを利用した登録申請

## 登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！

申請手続



- > 個人事業者の方は、スマートフォンからでも申請できます。
  - > 詳しくは、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください。
- (注) e-Taxを利用した登録申請手続には、電子証明書（マイナンバーカード等）が必要です。

ソフトウェア	e-Taxソフト(WEB版) 	e-Taxソフト(SP版) 	e-Taxソフト 
電子証明書	<b>必要</b>		
ダウンロード	<b>不要</b>		<b>必要</b>
利用端末	<b>パソコン</b>	<b>スマートフォン・タブレット</b>	<b>パソコン</b>
作成形式	<b>問答形式</b> (画面イメージはe-Taxソフト(WEB版)のもの) 画面に表示された質問に回答し、入力するイメージ  <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px;">                         申請時点において「課税事業者」、「免税事業者」のどちらに該当するかについての質問画面                          (「はい」、「いいえ」のいずれかを選択)                     </div> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px;">                         選択結果に応じて画面遷移                     </div> <div style="margin-top: 10px;">                         課税事業者用の画面に遷移                          免税事業者用の画面に遷移                     </div>		<b>帳票形式</b> 書面と同様に各項目に入力するイメージ 
利用可能者	<b>法人・個人事業者</b>	<b>個人事業者のみ(※)</b>	
代理送信	<b>可能</b>	<b>不可</b>	
			<b>法人・個人事業者</b>
			<b>可能</b>

※ 個人の国外事業者の方は、e-Taxソフト(WEB版)若しくはe-Taxソフトをご利用ください。

## 7 免税事業者の登録申請手続等

### Point

### 登録に当たっての留意点

- インボイス発行事業者になると…
  - 基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、登録の効力が失われない限り、申告が必要です。
  - 取引の相手方（課税事業者に限ります。）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（交付義務）。
- 登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。

# インボイス制度に関するお問合せ先

## インボイス制度に関するお問い合わせ先

### ○ 税務相談チャットボット（インボイス制度）

ご質問内容をメニューから選択するか、文字で入力いただくと、AI（人工知能）を活用して、「税務職員ふたば」が自動でお答えします。上記「インボイス制度特設サイト」からもご利用いただけます。

チャットボットのご利用はこちらから



税務職員ふたば

### ○ 軽減・インボイスコールセンター（消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター）

専用ダイヤル 0120-205-553（無料） 【受付時間】 9：00～17：00（土日祝除く。）  
インボイス制度及び軽減税率制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

※ 個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認する必要のある相談）を希望される方は、所轄の税務署への電話（音声ガイダンスに沿って「2」を押してください。）により、面接日時等をご予約いただくようお願いいたします。

○ インボイス制度についてさらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください（インボイス制度に関する取扱通達やQ&Aなどを掲載しています。）。

インボイス制度特設サイトへ



※ インボイスQ&A…「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A（平成30年6月）（令和4年4月改訂）](#)」



## (参考) インボイス制度対応に向けた準備のポイント

制度内容を理解の上、売手と買手のそれぞれの立場として準備が必要な事項を整理しておきましょう

### **売手としての準備**

- 自身が行う取引についてインボイスの記載事項を満たす書類を整備（請求書、納品書、レシートなど）
- インボイスの交付方法（電子インボイスの提供など）を検討
- 必要に応じて、レジや経理・受注システムなどのシステム改修など
- 継続的な取引の相手先（買手）に対して、  
①登録番号、②インボイスの様式や交付方法の認識共有など

### **買手としての準備**

- 必要に応じて、経理・発注システムなどのシステム改修等。
- 継続的な取引の相手先（売手）に対して、  
①登録の有無の確認、②インボイスの様式や受領方法の認識共有など
- インボイス制度に係る社員研修の実施。

# ○ 補助金のご案内

## ○ IT導入補助金 (サービス等生産性向上IT導入支援事業)



リーフレット

IT導入・DXを検討中の皆様へ

ITで業務効率化・データ活用をしたい  
インボイス制度への対応も進めたい  
複数社で連携し、DX (デジタルトランスフォーメーション) を進めたい

IT導入補助金が生産性向上を後押しします！

### ✓ IT導入補助金

(サービス等生産性向上IT導入支援事業)

新たにスタートする「デジタル化基盤導入類型」では、  
インボイス制度 (2023年10月開始) への対応も見据え  
企業間取引のデジタル化を強力に推進します

	通常枠		NEW デジタル化基盤導入枠			
	A類型	B類型	デジタル化基盤導入類型			複数社連携IT導入類型
補助額	30万円 ～ 150万円 未満	150万円 ～ 450万円 以下	5万円 ～ 50万円 以下	50万円超 ～ 350万円	～10万円 ～20万円	(1)デジタル化基盤導入類型の 対象経費 (左記同様)  (2)消費動向等分析経費 (上記(1)以外の経費) ※1 50万円×参画事業者数 補助上限： (1)+(2)で3,000万円  (3)事務費・専門家費 補助上限：200万円
補助率	1/2以内		3/4以内	2/3以内 (※2)	1/2以内	(1)デジタル化基盤導入類型と同様 (2)・(3) 2/3以内
補助 対象 経費	ソフトウェア購入費、 クラウド利用料(最大 1年分)、導入関連費		ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、導入関連費、 ハードウェア購入費			

(※1)消費動向等分析経費のクラウド利用料は、1年分が補助対象となります。  
(※2)交付の額が50万円超の場合の補助率は、当該交付の額のうち50万円以下の金額については3/4、  
50万円超の金額については2/3。

サービス等生産性向上  
IT導入支援事業事務  
局ポータルサイト



## ○ 小規模事業者持続化補助金



リーフレット

販路開拓を目指す小規模事業者等の皆様へ

「小規模事業者持続化補助金」  
が使いやすくなりました

地域を支える小規模事業者の皆様へ

小規模事業者※1等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の  
支援を受けながら取り組む販路開拓等の取組を支援

補助額：上限50～200万円

補助率：2/3※2

補助対象：チラシ作成、広告掲載、店舗改装など

類型	通常枠	特別枠				
		成長・分配強化枠		新陳代謝枠		インボイス 枠
		資金 引上げ枠	卒業枠	後継者 支援枠	創業枠	
補助率	2/3	2/3 ※2 (赤字事業 者は3/4)		2/3		
補助 上限	50万円	200万円			100万円	
追加申 請要件	—	裏面をご確認ください				

※1 常時使用する従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、  
それ以外の業種の場合20人以下である事業者



商工会地区HP  
お問い合わせ先は所在  
地によって異なるため、  
商工会地区HPを  
ご参照ください。



商工会議所地区HP  
03-6632-1502



jGrants  
(ID取得)

詳細は、それぞれのホームページをご覧ください

